法務省告示配第百三十五号

山梨県南巨摩郡早川町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十月十六日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、早川町役場又は甲府地方法務局鰍沢支局に照会すること。

令和八年九月十六日　法務大臣　平口　洋

山梨県南巨摩郡西山村第五十一番戸　荒居　義静

法務省告示配第百三十六号

茨城県東茨城郡城里町役場備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十月十六日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、城里町役場又は水戸地方法務局に照会すること。

令和八年九月十六日　法務大臣　平口　洋

茨城県東茨城郡小松村大字磯野五百三十一番地

鈴木　榮

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人森岡孝介の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年９月16日　大阪法務局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和８年９月16日　千葉地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号
　千葉地方検察庁　令和８年第１号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日
　令和８年９月16日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
　令和３年２月２日から同月22日までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
　犯人らが、共謀の上、中小企業庁が所管する家賃支援給付金事務事業を利用して現金をだまし取ろうと考え、同事業の委託を受けた業者に対し、同給付金の給付要件を満たさないのに、同要件を満たすかのように装い、同給付金の給付申請をし、その担当者らにその旨誤信させて犯人らが管理する他人名義の口座に現金を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させるとともに、犯罪収益の取得につき事実を仮装したもの。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
　犯人らが実際には関係がないのに給付申請に使用した申請名義
　大西　咲樹、加藤　侑希、藤川　晃汰、佐々木　茂一、青木　駿、前島　悠太、平野　稜馬、川森　美恵、宮本　真衣、庄野　彩香、小向　恵里香、桟敷　正太、富山　貴紀、高嶋　英聡、村田　学博、上野　孝文、紺野　敦詩
5　開始決定の時における給付資金の額
　金1,198万3,044円
6　支給申請期間
　令和８年９月16日から同年12月23日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　①②千葉地方裁判所
⑵　裁判年月日　①②令和５年８月23日
⑶　確定年月日　①②令和５年９月７日
⑷　被告人氏名　①細井　修自　②岡崎　智
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
　被告人両名は、共犯者らと共謀の上、中小企業庁が所管する家賃支援給付金事務事業を利用して同給付金名目で現金をだまし取ろうと考え、同事業の委託を受けた業者に対し、同給付金の給付要件を満たさないのに、同要件を満たすかのように装い、同給付金の給付申請をし、その担当者らにその旨誤信させて、令和３年２月８日から同月22日までの間、17回にわたり、被告人両名らが管理する他人名義の口座に現金合計１億200万円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させるとともに、犯罪収益の取得につき事実を仮装した。
（罪名）
　詐欺、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
8　この公告に関する問合せ先（申請書の提出窓口）
　〒260―8620　千葉市中央区中央４丁目11番１号
　千葉地方検察庁　被害回復給付金担当
　電話番号　043―221―2462

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（千葉地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（千葉地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。